

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	㈱東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準（資本割）の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>㈱東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関等が有する債権の買取り等の業務を通じて、債務負担を軽減し、再生支援を行うことを目的として、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」に基づき、平成24年2月に設立された（いわゆる二重ローン対策）。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>震災支援機構については、令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講じられており、本件は当該措置の延長（5年間（令和8年3月31日まで））を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第12項		
減収見込額	[初年度] — (▲145)	[平年度] — (▲145)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構において、金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、事業者の債務負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>震災支援機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とするもの）を講じることにより、震災支援機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>延長期間</p> <p>5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）</p>
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	令和2年8月末現在で、744件の事業者に対して支援決定（うち、176件支援完了）。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者の範囲：震災支援機構のみ。 各年度145百万円の見込み。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	震災支援機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、当機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を延長することが当機構の事業者再生支援業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、被災事業者の再生計画を策定し、金融機関等から債権を買い取って債権放棄させるという事業再生業務を円滑に行うことが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的であるほかの措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>震災支援機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置を講じることにより、震災支援機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p> <p>なお、地域経済活性化支援機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者の範囲：震災支援機構のみ。 ・減収額 <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度：57 百万円 平成 28 年度：94 百万円 平成 29 年度：94 百万円 平成 30 年度：147 百万円 令和元年度：147 百万円
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>震災支援機構がその業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置を講じることにより、震災支援機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年8月末現在で、震災支援機構では、744 件の支援決定（うち、176 件支援完了、568 件支援継続中）を行い、東日本大震災の被災地域の経済活動・雇用の維持に貢献。引き続き、支援継続中の事業者について、事業再生計画の完了まで円滑に支援していくことが期待される。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年 11 月の「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」制定時に創設され（機構法附則により地方税法を改正）、平成 28 年度税制改正において、5 年間の延長が認められた。</p>